

相続手続き

～ 遺言について 5 ～

Q. 夫が亡くなり遺品を整理していたら自筆の遺言が出てきました。封筒にも入っておらず、内容は長男に銀行の預金や家などを相続させる、というものでした。ただ、遺言自体がかなり古く、長男が生まれて間もない30年以上も前の日付が書かれています。たぶん長男誕生に喜んで書いたものと思われれます。他の子供たち（次男と長女）は、「自分達は生まれていないし、そんなに古い遺言書は無効だ」と内容に納得をしておりません。実際、私も夫に先立たれ生活には遺産が必要となり、もし長男が全ての財産を継ぐとなると、これからの生活が不安です。

A. 結論から言いますと、有効となる可能性が高いです。ただし、遺言に有効期限がない一方、財産内容の重複する遺言を新しく書いた時には、古い遺言の効力が消えますので、本当にこの遺言しか無いかどうかの確認が重要です。

古い遺言については、家庭裁判所での検認を受けて頂き、30年以上経った現在でも遺言の内容が法的に有効であるかの確認が必要です。全文を自筆で書かれているか、作成日の記入の仕方、署名捺印など、自筆証書遺言として認められるためにはいくつかの条件があります。

一般的には自筆証書遺言の家庭裁判所での検認は証拠保全（遺言書がある事実を公に認めて、改ざんされることが無いようにする）の為となりますので相続財産に変化がどれだけあろうが、遺言の内容が手続きに有効か無効かは関係が無く、裁判所の判断で検認は通ることが多いのです。しかし、実際の手続上、30年以上前の遺言に記載の相続財産と、亡くなられた時点での相続財産が全く同じである事は少ないのが実情です。不動産物件の記載が不明確であったり、新しい銀行の記載がない等、遺言にもれている遺産に関しての部分は、誰がどの遺産を引き継ぐかという相続人全員での話し合い（分割協議）をもって遺産を分けることが必要になります。ただし、包括的な記載のされ方、例えば「全財産を長男に」などの表現は認められる事がありますので、注意が必要です。

遺言として残っているものについては、古いからと勝手に破棄したり、必要ないだろうと自分勝手に判断して大切にしまい込んだりすると、遺言の隠匿で相続人の欠格（相続人としての資格をはく奪される）事由になりかねません。今回は封をしていなかったというこ

とですが、もし封筒に入っていて封がされていたなら勝手に開封することも罰金の対象となります。取扱いには充分気をつけてください。

また、もし遺言の有効性が認められても、法定相続人には最低限の遺産をもらえる権利として『遺留分』が法律で定められています。今回ご相談の件では、亡くなられたご主人に対して法定相続人は奥様とご長男様、次男様、ご長女様の4名になります。ご主人様の遺言が無かった場合には、もらえる財産（法定相続分）は、奥様は全相続財産の1/2、お子様3人は奥様と同じ1/2をさらに3分割ですので、お子様一人当たりの法定相続分は1/6です。遺留分として主張できるのは、法律では奥様とお子様に関して法定相続分の半分ということになっています。従って、もしご長男様が財産を一人で引き継ぐと言われても、奥様は全相続財産の1/4を、次男様とご長女様は1/12ずつを、それぞれ遺留分としてご長男様に請求することができます。

この特定の相続人に遺留分を請求することを『遺留分減殺請求（いりゅうぶんげんさいせいきゅう）』といいます。請求できる期間は遺留分を侵されていることを知ってから1年間になりますので注意が必要です。

今回は家庭裁判所にてお持ちの遺言の検認が必要になりますので速やかに手続をして頂き、もしこの遺言よりも新しい作成日付の遺言がある可能性があれば、よくお探しいただいたほうが良いと思います。公正証書遺言で遺されていたれば、お近くの公証人役場でお調べすることが出来ますので、ご確認をお勧め致します。

●お問合せ先

相続手続支援センター神奈川

フリーダイヤル 0120-978-640